

大和市告示第58号

大和市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得の高齢者を支援するために実施する大和市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 低所得の高齢者向けの給付金 この要綱に基づき、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金として本市が支給する給付金をいう。

(2) 支給対象者 別記に掲げる者をいう。

(低所得の高齢者向けの給付金の支給)

第3条 本市は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、低所得の高齢者向けの給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する低所得の高齢者向けの給付金の額は、支給対象者1人につき30,000円とする。

(申請期間)

第5条 低所得の高齢者向けの給付金に係る本市の申請期間は、平成28年4月18日から同年7月29日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、申請の期限を平成29年2月28日とする。

(申請、支給の方式等)

第6条 低所得の高齢者向けの給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書（以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 申請者による申請及び本市による支給は、原則として次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 振込方式 申請者が申請書を郵送し、又は持参して本市の窓口に出し、市長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口等現金受領方式 申請者が申請書を郵送し、又は持参して本市の窓口に出し、市長が当該窓口で現金を交付すること等により支給する方式

3 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該申請者の本人確認を行うことができる。

(代理による申請)

第7条 申請者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

(1) 平成27年1月1日（以下「基準日」という。）において、申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人並びに同法に基づき代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者であつて、市長が特に認めるもの

2 代理人が低所得の高齢者向けの給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第3条に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、申請書を受領したときは、速やかに内容を確認した上、支給の可否を決定し、当該支給対象者に対し低所得の高齢者向けの給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定した場合において、第6条第2項第1号に規定する方式

により支給するときは、申請者に対して大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金決定通知書兼支給済通知書により、同項第2号に規定する方式により支給するときは、大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金支給決定通知書兼現金支払通知書により通知し、不支給を決定した場合は、申請者に対して大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金不支給決定通知書により通知するものとする。

3 別記第1項第4号に規定する者が同号に規定する申出を行った場合は、当該者分の低所得の高齢者向けの給付金につき、基準日の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があったときは、不支給決定をするものとする。ただし、当該申出が当該者の基準日における住民票が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に到達した場合に、当該低所得の高齢者向けの給付金の代理申請について、支給の決定が既に行われているときは、この限りでない。

4 別記第5項各号に規定する者について、当該者分の低所得の高齢者向けの給付金につき同項に規定する養護者から代理申請があった場合は、不支給決定をするものとする。ただし、市長が当該者の入所等の事実を把握した場合に、当該者に係る低所得の高齢者向けの給付金の代理申請について、支給の決定が既に行われているときは、この限りでない。

（低所得の高齢者向けの給付金の支給等に関する周知等）

第9条 市長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、支給申請の方法、支給申請受付開始日その他の事業の概要について、広報その他の方法により市民へ周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市長は、支給対象者が第5条の申請期間に第6条の規定による申請をしなかった場合は、支給対象者が低所得の高齢者向けの給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、低所得の高齢者向けの給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により低所得の高齢者向けの給付金の支給を受けた者があるときは、当該者に対し大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金支給決定取消通知書兼返還通知書により通知し、既に支給した低所得の高齢者向けの給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 低所得の高齢者向けの給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第 13 条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第 14 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書	第 6 条
第 2 号様式	大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金支給決定通知書兼支給 済通知書	第 8 条
第 3 号様式	大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金支給決定通知書兼現金 支払通知書	第 8 条
第 4 号様式	大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金不支給決定通知書	第 8 条
第 5 号様式	大和市年金生活者等支援臨時福祉給付金支給決定取消通知書兼 返還通知書	第 11 条

別記（第2条、第8条関係）

- 1 低所得の高齢者向けの給付金は、第1号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第5号に掲げる要件に該当する者（他の市町村において低所得の高齢者向けの給付金が支給される者を除く。）のうち、平成29年3月31日までの間に65歳以上となる者（昭和27年4月1日以前に生まれた者）に支給する。

(1) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。第3号において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。第3号において同じ。）を市長に行ったものであって、転入をした年月日（住基法第22条第1項第3号に掲げる転入をした年月日をいう。第3号において同じ。）が基準日の翌日以降である転入届（同項の規定による届出をいう。第3号において同じ。）をいずれかの市町村長に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

(3) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村長に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以降である転入届を本市へ行ったものを除く。）

(4) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしているもののうち、その旨の申出を本市に行ったもの

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法

律第 31 号) 第 10 条の規定による保護命令が出されていること。

ウ 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号) 第 34 条に規定する婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。

エ 基準日の翌日以降に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和 42 年自治振第 150 号自治省行政局長等通知)による支援措置の対象となっていること。

(5) 平成 27 年度分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条(同法第 736 条第 3 項で準用する場合を含む。)の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。)が課されていない者又は本市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。)の扶養親族等(同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、低所得の高齢者向けの給付金を支給しない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) 第 6 条第 1 項に規定する被保護者(ただし、基準日に保護が停止されていた者及び平成 27 年 1 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付(以下「支援給付」という。)の受給者(ただし、基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成 27 年 1 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)

(3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成 20 年法律第 82 号) 第 15 条第 3 項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成 21 年厚生労働省令第 75 号) 第 15 条第 3 項に規定する援護加算をいう。以下同じ。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成 27 年 1 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)

(4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条の規定による援護(以下「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び平成 27 年 1 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)

3 第 1 項の規定にかかわらず、低所得の高齢者向けの給付金の支給が決定される日において、日

本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、低所得の高齢者向けの給付金を支給しない。

4 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であつて、基準日において本市にその住民票を移しておらず、第1項第4号アの要件を満たし、かつ、同号イから同号エまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たものについては、同項第5号の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等に該当しないものとみなす。ただし、配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合は、これに基づき低所得の高齢者向けの給付金の支給に係る審査を行い、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合は、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

5 基準日において、次の各号のいずれかに該当する者は、第1項第5号の要件の適用に当たっては、当該者の扶養者の扶養親族等に該当しないものとみなす。

(1) 障がい者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)

のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第3項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2) 基準日において65歳以上の者のうち、養護者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)